

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回さいたま市・岩槻市合併協議会	
開 催 日 時	平成16年6月25日（金） 14時00分開会・15時00分閉会	
開 催 場 所	ときわ会館大ホール（さいたま市浦和区）	
議 長 氏 名	会長 相川 宗一	
出 席 者 氏 名	別紙「出席委員名簿」のとおり	
事 務 局 氏 名	局長 宮澤 健二 外7名	
会 議 事 項	1 議題	2 会議結果
	別添「第1回さいたま市・岩槻市合併協議会次第」のとおり	(1) 全報告事項について原案どおり了承 (2) 全協議事項について原案どおり決定 (3) 全提案事項について持ち帰り検討 (4) 新市建設計画案の事前協議について了承
会 議 の 経 過	次ページのとおり	
会 議 資 料	別添「第1回さいたま市・岩槻市合併協議会資料」のとおり	
そ の 他 の 必 要 事 項	特になし	
会 議 録 の 確 定	確定年月日	記名押印
	平成16年7月12日	会長（議長） 相川 宗一 (印)

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから第1回さいたま市・岩槻市合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>会議に先立ちまして、あらかじめご理解をいただきたいと存じます。任意合併協議会においても会議を公開してまいりましたので、本日の会議につきましても、後ほどご協議いただくことになっております協議会の会議運営規程に基づき、公開とさせていただきますので、あらかじめご了承賜りたいと思います。</p> <p>申しおくれましたが、議事に入りますまでの間、司会進行を務めさせていただきます、協議会事務局の三次と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>初めに、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんいただきたいと存じます。一番上に3枚つづりの第1回さいたま市・岩槻市合併協議会の次第でございます。次に、第1回さいたま市・岩槻市合併協議会(1)報告事項と記載してある表題で、17ページまでのつづりのものがございます。また、(2)協議事項(その1)と記載のある、1ページから35ページまでのつづりのもの、同じく(2)協議事項(その2)と記載のもので、36ページから72ページまででございます。そしてまた、議案の参考資料ということで、65ページまでの資料つづりでございます。次に、(3)提案事項との表題で、4ページつづりのもの、そして最後に、新市建設計画案と表記してございます冊子、以上7組が本日の資料でございます。さらに、別途、委員の皆様方への委嘱状をお席に置かせていただきました。協議会委員名簿及び席次表もあわせて置かせていただいておりますので、よろしくご確認をお願いいたします。本来ですと、お一人お一人に委嘱状を交付させていただくところでございますが、議事の進行上、ご容赦を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、本日は第1回の協議会でございます。改めまして協議会委員の皆様をご紹介させていただきますと存じますので、よろしくお願い申し上げます。お座りいただいておりますお席の順で、若干順不同になりますけれども、ご紹介をさせていただきます。</p> <p>さいたま市長の相川宗一様でございます。</p>
相川会長(さいたま市長)	よろしく申し上げます。
司会	岩槻市長の佐藤征治郎様でございます。
佐藤(征)副会長(岩槻市長)	よろしく申し上げます。
司会	岩槻市議会議長の竹内昭夫様でございます。
竹内委員(岩槻市議会議長)	よろしく申し上げます。

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	岩槻市議会副議長の坪田正俊様でございます。
坪田委員 (岩槻市議会副議長)	どうぞよろしくお願いいたします。
司会	岩槻市議会合併推進特別委員会委員長の並木清様でございます。
並木委員 (岩槻市議会議員)	よろしくどうぞよろしくお願いいたします。
司会	岩槻市助役の高橋清司様でございます。
高橋委員 (岩槻市助役)	どうぞよろしくお願いいたします。
司会	岩槻市総務部長の出野信男様でございます。
出野委員 (岩槻市総務部長)	よろしくどうぞよろしくお願いいたします。
司会	岩槻市自治会長会会長の金井平一様でございます。
金井委員 (岩槻市自治会長会会長)	よろしくよろしくお願いいたします。
司会	岩槻商工会議所会頭の関根忠一様でございます。
関根委員 (岩槻商工会議所会頭)	よろしくどうぞよろしくお願いいたします。
司会	若干おくれますというご報告を受けてございますけれども、県からご参画
田隅委員 (埼玉大学学長)	いただきいております埼玉県総合政策部長の中村一巖様でございます。
司会	続きまして、埼玉大学学長の田隅三生様でございます。
野崎委員 (さいたま市自治会連合会会長)	よろしくよろしくお願いいたします。
司会	さいたま市自治会連合会会長の野崎初太郎様でございます。
野崎委員 (さいたま市自治会連合会会長)	野崎でございます。よろしくお願いいたします。
司会	続きまして、さいたま市議会議長の佐伯鋼兵様でございます。
佐伯委員 (さいたま市議会議長)	よろしくよろしくお願いいたします。
司会	さいたま市議会副議長の川上正利様でございます。
川上委員 (さいたま市議会副議長)	よろしくよろしくお願いいたします。
司会	さいたま市議会合併問題調査特別委員会委員長の青木一郎様ござい

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
青木委員 (さいたま市 議会議員) 司会	ます。 よろしくお願いいたします。 同じく、合併問題調査特別委員会副委員長の日浦田明様でございます。
日浦田委員 (さいたま 市議会議員) 司会	よろしくお願いいたします。 さいたま市助役の内藤尚志様でございます。
内藤委員 (さいたま市 助役) 司会	よろしくお願いいたします。 さいたま市理事の安藤三千男様でございます。
安藤委員 (さいたま市 理事) 司会	よろしくお願いいたします。 大変順不同で恐縮でございます。今、県の総合政策部長、中村一巖様がご到着でございます。ご紹介申し上げます。
中村委員 (埼玉県総合 政策部長) 司会	埼玉県総合政策部の中村でございます。よろしくお願いいたします。 なお、本日、岩槻市議会合併推進特別委員会副委員長の遊馬康宏様、目白大学学長の佐藤弘毅様、さいたま商工会議所会頭の平沼康彦様の3名の委員さんより、欠席の旨、皆様によりしくお伝え願いたいとの報告をいただき でございますので、よろしくお願いいたします。 以上、21名の委員さん方でございます。どうぞよろしくお願いいた 申し上げます。 それでは、開会に当たりまして、両市の市長及び両市の議長より、それぞ れごあいさつをいただきたく存じます。 初めに、さいたま市の相川市長、お願いいたします。
相川会長 (さいたま市 市長)	それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 市町村合併は、本格的な地方分権の時代におきまして、複雑、高度化する 行政課題や多様化する市民ニーズ、財政状況の悪化などに的確に対応し、住 民に最も身近な基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化や広域的対 応を図るため、現在全国的に推進をされております。こうした中、岩槻市に おかれまして、合併についての検討を重ねられ、昨年2月には、さいた ま市に対し、住民投票に基づく編入合併の申し入れをなされました。私は、 その申し出を厳粛に受けとめ、議会の任意合併協議会設置に関する決議を受 け、昨年7月15日にさいたま市・岩槻市任意合併協議会を設立いたしました。 兵藤前会長並びに田隅会長のもと、11回にわたり鋭意協議を進めてまいり ました結果、合併の期日を除き、大方の協議が調いました。これも、田隅会長、 佐藤副会長様を初めとする委員の皆様方のご尽力によるものと感謝をいた

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会 佐藤（征）副会長（岩槻市長）	<p>しております。</p> <p>このたび、両市の6月定例会で法定合併協議会設置の議案を可決していただき、本日の合併協議会の設立に至ったわけであります。政令指定都市に移行したさいたま市と、豊かな自然環境に恵まれ、貴重な歴史と文化に彩られた岩槻市との合併協議が、両市の将来に夢を託す協議となるよう取り組んでまいりたいと考えております。さいたま市、岩槻市の将来にかかわる重要な事項について協議をお願いすることとなりますが、お互いを尊重し、十分な協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げ、私からのごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、岩槻市の佐藤市長、お願いします。</p> <p>改めまして、こんにちは。第1回さいたま市・岩槻市合併協議会の開会に当たりまして、一言あいさつをさせていただきます。</p> <p>本日ここに、さいたま市・岩槻市合併協議会が両市議会の議決を経て予定どおり設置され、合併の実現に向け、本格的な一歩を踏み出すことになりました。さいたま市及びさいたま市議会の皆様方には、心から御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>振り返ってみますと、昨年の1月、岩槻市において実施いたしました住民投票の結果を最大限尊重し、市議会とも相談の結果、2月5日、合併協議の申し入れをさせていただきました。さいたま市には、この申し入れを真摯に受けとめていただき、両市議会における任意協議会の設置決議を経て、昨年7月15日、任意の合併協議会が設置され、合併の取り組みがスタートしたところでございます。任意合併協議会では、今さいたま市の相川市長さんからもお話がございましたように、11回の協議を重ね、大筋で合意となり、本日の日を迎えたというものでございます。これまでの皆様方の熱心なお取り組みや温かいご協力、ご支援に改めて感謝と敬意を表するものでございます。</p> <p>本日から始まります合併協議会では、任意合併協議会における協議経過及び協議結果を踏まえ、協議を進めることとなりますが、すべての協議を終えるまでには、まだいろいろなことが派生する場合もあろうかと思っております。この協議の場が有意義で、しかも実り多いものとなりまして、さいたま市民と岩槻市民にとって、合併して本当によかったと思っただけのよう、私といたしましても全力を傾注してまいりる覚悟でございます。委員皆様方には、両市にとって望ましい結果が得られますよう、引き続き一層のご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、さいたま市議会の佐伯議長よりごあいさつをいただきたいと思います。</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
佐伯委員 (さいたま市 議会議長)	<p>さいたま市議会議長の佐伯でございます。法定協議会の開会に当たり、さいたま市議会を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>合併特例法の期限まで残すところわずかとなり、各地で合併に向けた真剣な協議が進められておりますが、さいたま市、岩槻市におきましても、昨年の7月に任意の合併協議会を設置し、11回にわたり、合併に向けた協議が重ねられてまいりました。その協議を踏まえ、10年、20年後の地域の将来を考えた長期的な新市のあり方を含め、本日法定協議会での協議が開始される運びになりました。地方分権の進展や少子高齢化の進行、国、地方を通じた財政の著しい悪化など、地方を取り巻く環境が、激動とも言える変化の過程にあります。行政サービスの水準を維持し、向上させていくことが求められております。また、自主・自立したまちづくりを進めていくためにも、この合併協議を有効な手段としていくことが重要と考えられます。</p> <p>さいたま市といたしましても、さいたま市、岩槻市の市民が将来にわたって安心して暮らせるよう、新しいまちづくりのための協議の場としてまいりたいと考えております。今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、岩槻市議会の竹内議長よりお願いいたします。</p>
竹内委員 (岩槻市議会 議長)	<p>岩槻市議会議長の竹内でございます。第1回さいたま市・岩槻市合併協議会の開会に当たりまして、岩槻市議会を代表いたしまして、一言あいさつをさせていただきますと存じます。</p> <p>本日、第1回の法定協議会が開催の運びとなりましたのは、ひとえにさいたま市及びさいたま市議会の皆様方の深いご理解とご支援、ご協力のたまものと、心より厚く御礼を申し上げます。次第でございます。</p> <p>いよいよ本日から、この協議会におきまして合併実現に向けた協議が開催されまして、両市にとりましての重要事項が決定されていくわけですが、将来にわたる両市の発展と市民福祉のさらなる向上という大きな目的のためということで、深いご理解をいただきまして、今後ともご指導を賜りますよう心からお願いを申し上げます。今後合併実現に向けた協議が有意義かつ円滑に進みまして、将来市民の皆様方に喜ばれるような合併が実現できますことを衷心よりご祈念を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、協議会の役員について申し上げます。協議会の役員につきましては、あらかじめ準備会におきまして協議し、会長には、さいたま市の相川市長が、副会長には岩槻市の佐藤市長が就任、さらに監事には、平沼委員及び関根委員が選任されておりますので、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長に議長をお願い</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
相川議長	<p>したいと存じます。 委員の皆様、ご発言の際にはお手元にマイクをお持ちしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、相川会長、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきますが、任意合併協議会では、田隅学長さんに会長をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございました。重ねてお礼を申し上げる次第であります。このたびの法定合併協議会におきましては、私が会長を務めさせていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。また、委員の皆様には、引き続き法定合併協議会の委員としてご就任をいただき、大変ありがとうございます。副会長でございます佐藤岩槻市長と十分連携をとりながら、本協議会のスムーズな運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力方、お願いを申し上げます。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。本協議会に提出をさせていただきました案件は、報告事項 6 件、協議事項 29 件、提案事項 2 件、その他 1 件の合計 38 案件であります。</p> <p>初めに、議事の(1)、報告事項ですが、まず報告第 1 号 さいたま市・岩槻市合併協議会規約について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、(1)、報告事項の資料 1 ページをごらんください。報告第 1 号 さいたま市・岩槻市合併協議会規約についてご説明をいたします。</p> <p>本規約は、地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づき、議会の議決を経て法定合併協議会設立準備会において正式に定められたものでございます。</p> <p>規約の内容は、任意合併協議会と基本的には同様でございますが、第 1 条では、地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、協議会を設置するものであること。第 2 条では、協議会の名称は、さいたま市・岩槻市合併協議会とすること。第 3 条では、任意合併協議会における協議経過及び協議結果を踏まえ、協議することとしております。第 4 条では、協議する事項は、両市の合併に関する事項、新市建設計画の作成に関する事項、その他両市の合併に関し必要な事項としてございます。以下、協議会の組織、会議の運営等に関し規定してございます。</p> <p>簡単でございますが、以上でございます。</p>
相川議長	<p>ただいまの報告第 1 号につきましては、事務局説明のとおりでございますので、ご了承を願います。</p> <p>次に進みます。報告第 2 号 さいたま市・岩槻市合併協議会幹事会規程についてから報告第 6 号 さいたま市・岩槻市合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程についてまで、一括して事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告第 2 号から報告第 6 号まで一括してご説明いたします。</p> <p>これらの規程は、規約に基づきまして会長が別に定めることとしている事項でございます。幹事会、専門部会、事務局、財務、報酬に関する規程で、</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
相川議長	<p>任意合併協議会の際の規程と、基本的に変わるところはございません。</p> <p>まず、5ページの報告第2号 さいたま市・岩槻市合併協議会幹事会規程についてご説明をいたします。</p> <p>この規程は、幹事会の所掌事務や組織、その他幹事会の運営に関し必要な事項を定めたものでございます。幹事は、7ページに別表がございますが、両市の助役及び両市の局部長等で構成するものでございます。幹事長には、さいたま市の政策企画部に関する事務を担当する助役がなります。副幹事長には、岩槻市の助役を充てることとしております。</p> <p>続きまして、8ページをお願いいたします。報告第3号 さいたま市・岩槻市合併協議会専門部会規程についてご説明いたします。</p> <p>この規程は、専門部会の所掌事務や組織、その他専門部会の運営に関し必要な事項を定めたものでございます。専門部会は、幹事長の指示を受け、合併に関する事項について専門的に協議、調整するものでございます。両市の担当部長等により構成され、必要に応じまして分科会及びプロジェクトチームを置くことができるとしてあります。</p> <p>続きまして、10ページをお願いいたします。報告第4号 さいたま市・岩槻市合併協議会事務局規程についてご説明いたします。</p> <p>この規程は、協議会の事務局に関し必要な事項を定めたもので、事務局の所掌事務、事務局職員の職務、専決事項、文書の取扱い等について定めてあります。</p> <p>次に、14ページをお願いいたします。報告第5号 さいたま市・岩槻市合併協議会財務規程についてご説明いたします。</p> <p>本規程につきましては、協議会の予算の編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項を定めたものでございます。内容は、歳入歳出予算の調製、予算の区分、出納及び現金の保管、決算等の手続、収入及び支出の手続等でございます。</p> <p>続きまして、17ページをお願いいたします。報告第6号 さいたま市・岩槻市合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程についてご説明いたします。</p> <p>この規程は、協議会委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものでございまして、委員報酬は月額8,200円としてあります。ただし、埼玉県内の常勤職員、両市の長、助役及びその他の常勤職員には支給しないこととしてあります。また、委員の皆様が協議会の職務を行うために旅行したときには、その旅費を費用弁償として支給することとしてあります。</p> <p>以上、簡単でございますが、報告第2号から報告第6号までの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明のございました5件の報告事項につきまして、何かご質疑ございましたら、どうぞお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	よろしいですね。

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>それでは、ないようであります。</p> <p>ご了承をいただいたということで、次に進みます。議事の(2)、協議事項ですが、まず議案第1号 さいたま市・岩槻市合併協議会会議運営規程について、事務局から説明を願います。</p> <p>それでは、(2)、協議事項(その1)の資料をお願いいたします。1ページになりますが、議案第1号 さいたま市・岩槻市合併協議会会議運営規程についてご説明いたします。</p> <p>本規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めたものでございます。基本方針として、協議会の会議は、原則公開するものとしてございます。会議の議事の表決は、全会一致を原則としておりますが、委員の皆様の見解が分かれた場合には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決定することとしております。その他、会議録及び会議資料の取扱い、会議の傍聴について規定しております。任意合併協議会の運営規程と、基本的に変更点はございません。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
相川議長	<p>ただいま事務局から、議案第1号について説明がございました。</p> <p>内容につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>それでは、ないようでありますので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第1号 さいたま市・岩槻市合併協議会会議運営規程については、原案のとおり承認をすることによろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>異議なしとのことでありますので、承認をいたします。</p> <p>次に進みます。議案第2号 平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会事業計画について及び議案第3号 平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会予算については、関連がありますので、一括議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会事業計画についてと議案第3号 平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会予算について、それぞれ関連がございますので、一括してご説明申し上げます。</p> <p>初めに、10ページの議案第2号 平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会事業計画についてでございますが、これは本協議会の事業計画を、1、協議会、幹事会及び専門部会の開催、2、協議会だよりの発行、3、協議会ホームページの維持管理、4、新市建設計画の策定、5、その他両市の合併についての調査研究とするものでございます。</p> <p>次に、11ページの議案第3号 平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
相川議長	<p>予算についてご説明をいたします。</p> <p>初めに、歳入でございますが、第1款第1項の負担金につきましては、協議会規約第13条に基づく負担金でございます。両市均等に2,540万円ずつの負担となっております。次の第2款第1項諸収入は、科目設定をしたものでございます。</p> <p>続きまして、歳出でございますが、第1款第1項運営費につきましては、合併協議会、幹事会等の会議開催に係る会議室の使用料、事務局の事務所賃借料、事務局の消耗品等の費用、パソコンやプリンターなどの借上料、これらが主なものでございます。第2款第1項事業費につきましては、さいたま市、岩槻市両市の市民へ合併協議の内容をお知らせするための協議会だよりの作成と、その配布委託料並びにホームページの更新及び維持管理に要する費用でございます。</p> <p>歳入歳出合計、それぞれ5,080万1,000円とするものでございます。</p> <p>なお、詳細につきましては、次ページに事項別明細書がございますので、ごらんいただきたいと存じます。</p> <p>以上、簡単ですが、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局より議案第2号及び第3号につきまして説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。</p>
相川議長	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、ないようでありますので、お諮りをいたします。</p> <p>まず、議案第2号 平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会事業計画については、原案のとおり承認をすることによりよろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>異議なしとのことでありますので、原案のとおり承認とさせていただきます。</p> <p>次に、議案第3号 平成16年度さいたま市・岩槻市合併協議会予算について、原案のとおり承認をすることによりよろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>異議なしとのことであります。承認をいたします。</p> <p>次に進みます。議案第4号 合併の方式についてから議案第29号 各種事務事業の取扱いについてまでの合計26議案につきましては、任意の合併協議会において審議をされ、承認をされているところでありますので、一括事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号から議案第29号まで一括してご説明をいたします。議案第4号から第29号までは、任意合併協議会においてご審議いただいでい</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>る項目でございます。また、議案の内容や資料は、任意合併協議会でご審議いただいたものと、基本的に変更はございませんが、年度がかわっておりますので、資料や現況比較において新しい数字等に修正をさせていただいておりますので、ご了承を願います。また、主な項目の両市の現況比較につきましては、別冊で参考資料としてまとめさせていただいております。</p> <p>それでは、まず13ページの議案第4号 合併の方式についてをご説明いたします。</p> <p>合併の方式につきましては、任意合併協議会の第1回会議におきまして、協議の基本方針として、合併の方式は編入合併とすることをご確認いただいております。したがって、ここでは合併の方式を、「岩槻市を廃し、その区域をさいたま市に編入する編入合併とする。」とさせていただきました。次のページに、編入合併の概要を資料としてつけてございます。</p> <p>次に、15ページをお願いいたします。議案第5号 岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置についてご説明いたします。</p> <p>岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置については、「(1)、行政区の範囲は、現在の岩槻市の区域をもって、一つの行政区とする。(2)、行政区の名称は、岩槻区とする。(3)、行政区の事務所の位置は、岩槻市本町六丁目1番1号(現在の岩槻市役所)とする。」とさせていただきました。次ページに、両市の行政区域の図と面積、人口の比較を資料としてつけさせていただきます。</p> <p>次に、17ページをお願いいたします。議案第6号 財産の取扱いについてですが、「岩槻市の財産は、すべてさいたま市に引き継ぐ。」といたしました。次のページに、岩槻市の主な財産の現況を掲げてございます。土地及び建物の状況は平成16年3月末日現在、基金の現在高は平成16年4月1日現在の数字でございます。19ページは、平成15年度決算の一般会計及び特別会計、公営企業会計の地方債残高でございます。</p> <p>次に、20ページをお願いいたします。議案第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、「(1)、岩槻市の農業委員会の選挙による委員である者のうち8人は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項の規定を適用し、さいたま市農業委員会の委員の残任期間に限り、さいたま市農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。この場合において、8人の選出については、岩槻市農業委員会の選挙による委員である者の互選により、さいたま市農業委員会の選挙による委員として在任する者を定める。(2)、岩槻市農業委員会の区域をさいたま市農業委員会の新たな一つの選挙区とする。」とさせていただきました。備考欄に、両市の農業委員の定数及び現員等を掲げておりますが、合併特例法第8条第1項を適用しまして、岩槻市の選挙委員18人のうち8人がさいたま市の農業委員会の委員の残任期間、平成17年4月30日まで引き続き在任することとしております。また、この8人の選出につきましては、18人の委員による互選で定めることとしております。選挙区につきましては、岩槻市、現在3区ですが、新たに岩槻市区域を1区と、一つの選挙区とするものでございます。</p> <p>次に、22ページをごらんください。議案第8号 地方税の取扱いについて</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>ですが、「地方税は、さいたま市の制度に統一する。」といたしました。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、23ページをお願いいたします。議案第9号 一般職の職員の身分の取扱いについてですが、「岩槻市の職員は、すべてさいたま市の職員として引き継ぐ。」といたしました。</p> <p>次に、24ページをお願いいたします。議案第10号 条例、規則等の取扱いについてですが、「条例、規則等は、さいたま市に統一する。」といたしました。両市の条例、規則の件数はごらんのとおりで、両市に共通する条例は115件、さいたま市のみにあるものが208件、岩槻市のみにある条例が65件、規則につきましては、両市に共通する規則が138件、さいたま市のみにある規則が252件、岩槻市のみにあるものが113件となっております。</p> <p>次に、25ページをお願いいたします。議案第11号 行政機関の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>「行政機関は、原則としてさいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。平成16年4月1日現在のさいたま市の執行機関は、本庁が7局19部77課、区役所が9区で18部101課、岩槻市は、5部34課となっております。また、審議会や協議会など附属機関は、法令によるもの及び条例によるもの合わせて、さいたま市が72機関、岩槻市が39機関でございます。次のページに、両市の組織図をつけさせていただいております。</p> <p>次に、29ページをお願いいたします。議案第12号 一部事務組合等の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>一部事務組合等の取扱いにつきましては、「(1)、岩槻市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって脱退する。(2)、岩槻市が加入している埼玉葛清掃組合は、合併の日の前日をもって脱退する。なお、岩槻市区域のし尿処理業務は、当該組合の施設を管理運営する団体に委託する方式で調整する。(3)、岩槻市が加入している埼玉葛斎場組合は、合併の日の前日をもって脱退する。なお、合併後2年間に限り、歴史的・地域的係わりのある岩槻市慈恩寺地区の住民が当該組合の斎場を員外利用する場合は、新市の住民の負担と同額を利用者が負担し、利用することができるものとする。(4)、両市が加入している埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、さいたま市として引き続き加入する。(5)、岩槻市が加入している埼玉県東部広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって脱退する。(6)、岩槻市土地開発公社及び財団法人岩槻市施設管理公社は、それぞれさいたま市土地開発公社及び財団法人さいたま市公立施設管理公社に統合する。(7)、社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会及び社団法人岩槻市シルバー人材センターは、それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバー人材センターに統合する。(8)、岩槻市が加入している財団法人埼玉伝統工芸協会などの団体は、さいたま市として加入する。」とさせていただきます。</p> <p>31ページ及び32ページに、一部事務組合、それから協議会、公社・事業団等の一覧をつけさせていただいておりますので、ご参照ください。</p> <p>次に、33ページをお願いいたします。議案第13号 使用料、手数料等の取</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>扱いにつきましては、「使用料、手数料等は、原則としてさいたま市に統一する。」といたしました。使用料及び手数料の件数は、条例単位で集計しておりますが、使用料、手数料合わせて、さいたま市78件、岩槻市22件でございます。次のページに市民プールの使用料と各種証明書や住民票、戸籍の写しの交付手数料の比較をしております。</p> <p>次に、35ページをお願いいたします。議案第14号 公共的団体等の取扱いにつきましては、「公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながらさいたま市に統合するよう調整に努める。」とさせていただきます。商工会議所や農業協同組合、自治会、スポーツ・文化団体等の公共的団体の数は、さいたま市169団体、岩槻市89団体でございます。</p> <p>次に、(2)、協議事項(その 2)の資料をお願いいたします。36ページになりますが、議案第15号 補助金、交付金等の取扱いにつきましては、「補助金、交付金等は、原則としてさいたま市に統一する。なお、岩槻市のみ補助金、交付金等は、実情を考慮し調整する。」とさせていただきます。補助金、交付金等の件数は、ごらんのとおり両市に共通するものが184件、さいたま市のみにあるもの453件、岩槻市のみにあるもの157件でございます。37ページは、主な補助金の比較でございます。</p> <p>次に、38ページをごらんください。議案第16号 町・字名の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>「町・字の名称及び区域は、現行のとおりとする。」とさせていただきます。備考欄にございますように、両市で町・字名の表記と読みが同一のものとしましては、仲町、宮町、大谷、大戸がございます。また、表記が同じで読み方が違う町名としまして、東町(あずまちょう)と東町(ひがしちょう)がございます。</p> <p>次に、39ページをお願いいたします。議案第17号 慣行等の取扱いについてでございますが、「慣行等は、さいたま市の制度に統一する。」といたしました。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりでございます。なお、岩槻市の名誉市民は、さいたま市において継承することとしてございます。</p> <p>次に、40ページをごらんください。議案第18号 国民健康保険事業の取扱いにつきましては、「国民健康保険事業は、さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりとなっております。</p> <p>次に、41ページをお願いいたします。議案第19号 介護保険事業の取扱いについてですが、「介護保険事業は、さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりとなっております。</p> <p>次に、42ページをお願いいたします。議案第20号 消防団の取扱いにつきましては、「消防団は、さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりとなっております。なお、岩槻市の消防団員は、さいたま市の消防団員として引き継ぐこととしております。</p> <p>次に、43ページをお願いいたします。議案第21号 保健・医療事業の取扱いにつきましては、「保健・医療事業は、さいたま市の制度に統一する。」</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりとなっております。</p> <p>次に、44ページをお願いいたします。議案第22号 社会福祉事業の取扱いにつきましては、「社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりとなっております。</p> <p>次に、45ページをお願いいたします。議案第23号 高齢者福祉事業の取扱いにつきましては、「高齢者福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。」といたしました。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりとなっております。</p> <p>次に、46ページをお願いいたします。議案第24号 障害者福祉事業の取扱いについてでございますが、「障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、47ページをお願いいたします。議案第25号 児童福祉事業の取扱いにつきましては、「児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。」といたしました。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、48ページをごらんください。議案第26号 ごみ・し尿処理事業の取扱いについてですが、「ごみ・し尿処理事業は、さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりとなっております。</p> <p>次に、49ページをお願いいたします。議案第27号 水道事業の取扱いについてでございますが、「岩槻市が経営する水道事業は、さいたま市が引き継ぎ、さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりとなっております。</p> <p>次に、50ページをお願いいたします。議案第28号 下水道事業の取扱いについてでございますが、「下水道事業は、さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、51ページをお願いいたします。議案第29号 各種事務事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>各種事務事業については21項目ございます。まず、52ページの広報広聴事業ですが、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、53ページになりますが、コミュニティ施策につきましては、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、54ページになりますが、情報公開事業につきましては、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、55ページですが、消防業務につきましては、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>次に、56ページになりますが、防災事業につきましては、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、57ページになりますが、男女共同参画事業につきましては、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、58ページになりますが、市民窓口業務につきましては、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、59ページをお願いいたします。文化振興事業でございますが、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>60ページの環境対策事業でございますが、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、61ページ、交通対策事業でございますが、「さいたま市の制度に統一する。」といたしました。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、62ページの農業振興事業でございますが、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いにつきましては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、63ページをお願いいたします。商工・観光事業ですが、「(1)、商工業振興事業は、さいたま市の制度に統一する。(2)、観光事業は、原則としてさいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。人形のまち岩槻まつりにつきましては、現行のとおり存続することとしてございます。</p> <p>64ページをお願いいたします。勤労者・消費者関連事業につきましては、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、65ページをお願いいたします。都市計画事業ですが、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いにつきましては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、66ページでございますが、道路事業でございます。「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、67ページになりますが、河川事業につきましては、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、68ページでございますが、住宅事業につきましては、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、69ページの学校教育事業でございますが、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりでございます。</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
相川議長	<p>一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いは、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、70ページをお願いいたします。社会教育事業は、「さいたま市の制度に統一する。」といたしました。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりですが、「岩槻市指定の文化財は、さいたま市において継承する。」ということとしております。</p> <p>次に、71ページ、議会でございますが、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>次に、72ページ、選挙でございますが、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。主な項目とその取扱いについては、ごらんのとおりでございます。</p> <p>以上、大変簡単ではございますが、議案第4号から議案第29号まで一括して説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局より、合計26議案について説明がありましたが、その内容について、ご意見、ご質問等ございましたら、議案番号をおっしゃっていただいております。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、ないようでありますので、お諮りをいたします。</p> <p>ただいまの26議案につきましては一括採決をするということによろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第4号 合併の方式についてから議案第29号 各種事務事業の取扱いについてまでの26議案については、事務局の説明のとおり承認をするということによろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>異議なしとのことですので、原案承認といたします。</p> <p>次に進みます。議事の(3)、提案事項。まず、提案第1号 合併の期日について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、資料の(3)、提案事項をお願いいたします。1ページをごらんください。提案第1号 合併の期日についてご説明いたします。</p> <p>「合併の期日は、平成17年4月1日とする。」とさせていただきます。</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
相川議長	<p>これは、任意合併協議会の第1回の会議において、基本方針として、合併協議の期間を合併特例法の期限が平成17年3月31日であることを踏まえまして協議を進めるということで確認をしていただいたわけですが、過日合併特例法が改正されまして、経過措置として、平成17年3月31日までに県知事に合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併をすれば、合併特例債等の制度が活用できることとなったことによりまして、年度がわりで市民生活や行政活動の区切りがいいことなどの理由から、直近の平成17年4月1日としたものでございます。3月31日合併と4月1日合併を比較いたしますと、仮に3月31日に合併をした場合には、年度途中の決算を行うことになることと、新市の1日だけの予算編成が必要となること。さらに、新年度にすぐ移行することとなりまして、非常に複雑な事務や会計処理が生じてまいることとなります。したがって、合併の期日を平成17年4月1日とすることで提案させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から、提案第1号についての説明がございました。ご意見、ご質問ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、この提案第1号につきましては、それぞれ持ち帰っていただきまして、協議、検討をお願いいたします。</p> <p>次に進みます。提案第2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2ページをお願いいたします。提案第2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご説明をいたします。</p> <p>議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、両市の議会において検討するよう提案させていただきました。この件につきましては、任意合併協議会の第1回の会議におきまして、基本方針として、編入合併特例定数とすることをご確認いただいておりますが、具体的な内容についてはまだ決定しておりませんので、改めてその取扱いについて案を検討していただくよう、両市の議会にお願いをするものでございます。次ページ以降に編入合併特例定数の制度と関連法の条文をつけさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
相川議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>それでは、ないようでありますから、本件につきましても、両市の議会に</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>持ち帰っていただきまして、ご検討いただくようお願いをいたしたいと思 います。</p> <p>次に進みます。議事の(4)、新市建設計画案の事前協議について、事務 局の説明を求めます。</p> <p>それでは、新市建設計画案の事前協議についてでございますが、任意合併 協議会におきまして新市建設計画案の財政計画を除いた部分と財政計画 について分けてご審議をお願いし、それぞれ第 8 回、第10回の任意合併協議 会においてご決定をいただいております。それをあわせたものが、お手元 にお配りしてございます新市建設計画案でございます。この計画案をもって早 速埼玉県との事前協議に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお 願いをいたします。</p> <p>なお、埼玉県との事前協議が終了した時点で、新市建設計画案を議案とし て議決をしていただき、その後、合併特例法第 5 条の規定に基づく埼玉県と の正式な協議に入らせていただくこととなります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
相川議長	<p>ただいま事務局から、新市建設計画案の事前協議について説明がございま した。</p> <p>ご質疑等ございましたら、どうぞお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、新市建設計画案につきましては、埼玉県との事前協議に入らせ ていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、(5)、その他であります。委員の皆様、この際、何かご質問、 ご意見等ございましたら、どうぞお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
相川議長	<p>それでは、ないようであります。</p> <p>事務局から何かありましたら、報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から 1 点、次回の日程について申し上げたいと思いま す。次回の合併協議会につきましては、7月20日、火曜日、午前11時から。会場 につきましては、浦和駅西口のコルソ 7 階ホールを予定しておりますので、 よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
相川議長	<p>次回は、7月20日、火曜日、浦和駅西口駅前コルソということでございま す。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。議長</p>

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	<p>の座をおろさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>会長、大変お疲れさまでございました。</p> <p>以上で第1回さいたま市・岩槻市合併協議会を終了させていただきます。</p> <p>皆様のご協力、大変ありがとうございました。</p>

出席委員名簿

平成16年6月25日

	氏名	備考
会長	相川 宗一	さいたま市長
副会長	佐藤 征治郎	岩槻市長
監事	関根 忠一	岩槻商工会議所会頭
委員	佐伯 鋼兵	さいたま市議会議長
委員	竹内 昭夫	岩槻市議会議長
委員	川上 正利	さいたま市議会副議長
委員	坪田 正俊	岩槻市議会副議長
委員	青木 一郎	さいたま市議会議員
委員	日浦田 明	さいたま市議会議員
委員	並木 清	岩槻市議会議員
委員	内藤 尚志	さいたま市助役
委員	安藤 三千男	さいたま市理事
委員	高橋 清司	岩槻市助役
委員	出野 信男	岩槻市総務部長
委員	田隅 三生	埼玉大学学長
委員	野崎 初太郎	さいたま市自治会連合会会長
委員	金井 平一	岩槻市自治会長会会長
委員	中村 一巖	埼玉県総合政策部長